

# 富谷市地域振興商品券取扱店募集要項

くろかわ商工会

## 1. 事業の目的

エネルギー・食料品等の価格高騰による市民生活及び地域経済への影響下において、生活者支援及び消費の下支えを目的とし、地域振興商品券を発行するもの。

## 2. 対象業種

小売業・飲食業・各種サービス業・製造業・建築業・建設業・その他市が適当と認めた業種。

## 3. 利用方法

取扱店が取扱う商品の購入・サービスの提供等の代金支払いに利用。

## 4. 商品券の概要

- |       |  |
|-------|--|
| ①名称   | 富谷市地域振興商品券（とみや応援商品券）                       |
| ②発行者  | 富谷市  |
| ③発行総額 | 265,000,000 円                              |
| ④発行数  | 53,000 セット                                 |
| ⑤発行額  | 1 セット 5,000 円<br>(額面 500 円券 10 枚=5,000 円分) |
| ⑥使用期間 | 令和 8 年 2 月中旬～令和 8 年 7 月 31 日（金）            |

## 5. 商品券の配布方法等

- |       |   |
|-------|---|
| ①配布期間 | 令和 8 年 2 月中旬より順次配布                                      |
| ②配布方法 | 全世帯に世帯人数分（基準日 R8.1.1 時点での住基データに基づく）<br>商品券冊子をゆうパックにより郵送 |

## 6. 取扱店の登録

### （1） 資格要件

- ① 富谷市内に立地する店舗・事業所があること。
- ② 「富谷市地域振興商品券取扱店募集要項」を遵守すること。

### （2） 募集締め切り

令和 8 年 1 月 14 日（水）午後 3 時まで ※状況により継続募集あり  
登録手続きを完了した事業所は「商品券取扱店舗一覧」等に掲載。

### (3) 登録方法

「富谷市地域振興商品券取扱店参加申込書兼誓約書」に必要事項を記入の上、くろかわ商工会富谷事務所宛にFAX又は郵送で提出。

### (4) 申込先

くろかわ商工会富谷事務所

〒981-3311 富谷市富谷新町 95 富谷市まちづくり産業交流プラザ 2 階

TEL : 022-358-2205 FAX : 022-358-7848

### (5) 応募資格

次に該当する場合は、取扱店登録に応募ができない。

- ① 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行うもの。
- ② 特定の宗教・政治団体と関わるもの、又は、業務の内容について公序良俗に反する営業を行うもの。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、又は、富谷市暴力団排除条例（平成 25 年富谷市条例第 13 号）に規定する暴力団員等が営む事務所、または店舗。
- ④ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの。
- ⑤ その他、本事業の目的に照らして、不適当と市長が判断するもの。

## 7. 商品券の利用範囲（制限）

次に示す内容については、商品券の利用ができない。

- ① 国や地方公共団体への支払・各種公共料金等の支払
- ② 商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等換金性の高いもの
- ③ 株式・先物・宝くじ等の金融商品
- ④ 「たばこ事業法」第 36 条第 1 項に規定するたばこの小売販売
- ⑤ 風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- ⑥ 参加事業者が利用を不可とした商品
- ⑦ その他、法律で商品券による購入が禁じられているもの

## 8. 商品券の利用留意事項

- ① つり銭は出さない。また、払い戻しはしないこととする。
- ② 多額の商品券を一度に使用するといった「商品券の第三者への譲渡等が疑われるケース」を商品券利用可能店舗の従業員が覚知した場合には、市に通報する。
- ③ 消費者から商品券を受け取る際、偽造されたものでないことを確認する。

## **9. 商品券の換金方法**

取扱店舗が使用済商品券を富谷市指定の郵便局に持込み、郵便局及びくろかわ商工会にて精査・枚数の確認後、くろかわ商工会から換金額の振込を行う。

※上記換金方法は現時点での予定となっております。詳細については後日決定次第お知らせしますので、必ずご確認ください。

## **10. 手数料**

取扱店登録手数料及び商品券換金手数料は、無料とする。

## **11. その他留意事項**

- ①「富谷市地域振興商品券取扱店募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、くろかわ商工会富谷事務所が富谷市と協議し、その対応を決定する。
- ②取扱店の情報（店舗名・所在地ほか）は、「商品券取扱店一覧」として、商品券配布時に同封するチラシ、富谷市ホームページ、くろかわ商工会ホームページ等で広報する。

## **12. お問合せ先**

くろかわ商工会 富谷事務所

平日 8：30～17：15（土・日・祝祭日除く）

〒981-3311 富谷市富谷新町 95 番地 富谷市まちづくり産業交流プラザ 2 階

T E L : 022-358-2205 / F A X : 022-358-7848